

当日配付資料

令和5年10月19日
課名 会計管理部契約・調達管理課
担当者 課長 山下
内線 2139

給食調理業務等における入札・契約手続に係る今後の対応について

1 趣旨

給食調理業務における受注者の経営破綻等を踏まえ、給食調理業務及び性質が類似する業務における入札及び契約手続について、価格以外の事項も判断要素として契約の相手方を選定すること等により、安定的な業務履行を確保する。

2 現状

契約の相手方を選定する方法は、原則として各所属に委ねている。

(例外的に、人件費の割合が設計金額の過半を占める業務等については、低入札価格調査制度を活用すべきことを通知している。)

(1) 給食調理業務

- ア 契約が解除された場合における県民（生徒等）に与える影響は直接的
- イ 設計金額の設定方法に基準はない（参考見積の徴取等で対応）

(2) 建築物等清掃業務及び常駐警備業務等

- ア 契約が解除された場合における県民に与える影響は間接的
- イ 設計金額については、国の基準に基づき、積算の上、設計

3 対応

(1) 給食調理業務について

総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルにより、契約の相手方を選定する。

(2) 建築物等清掃業務及び常駐警備業務について

- ア 予定価格 3,000 万円以上の業務については、総合評価一般競争入札により契約の相手方を選定する。
- イ ア以外の場合には、原則として低入札価格調査制度を活用する。

4 その他

上記の対応に加え、新たに契約を締結する給食調理業務等について、公告において、最新の経営状況が確認できる書類（納税証明書等）の提出を求める旨を記載するよう指導を行う。